

奨学金返還延滞問題解決を目指して¹

個票データを用いた奨学金延滞に関する実証分析

大阪大学 後藤正之研究会 行政分科会
2015年12月

梶芳英 明石光太郎 櫻川京
富田晃史 長田玲奈 山口直樹

¹ 本報告書は、本稿は、2015年12月5日、12月6日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2015」のために作成したものです。本稿の作成にあたっては、後藤正之教授(大阪大学)、赤井伸郎教授(大阪大学)、市原信吾様(文部科学省)をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴しました。ここに記して感謝の意を表させていただきます。〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブから〔「高校生の進路についての追跡調査(第1回～第6回)、2005-2011」(東京大学 大学経営・政策研究センター)〕の個票データの提供を受けました。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものです。

要約

現在の日本における奨学金事業の主要な事業体である独立行政法人日本学生支援機構(以下、JASSO)は、教育の機会均等などのために、限られた財源の中で奨学金を希望する学生を幅広く対象とし、無利子である第一種奨学金と有利子である第二種奨学金の大きく分けて2種類の奨学金貸与事業を行っている。その事業規模は近年拡大し続けており、平成14年度には約80万人であった利用者数は12年後の平成26年度には約1.7倍の約133万人に増加している。

貸与型奨学金制度は、奨学生による奨学金返還によって資金を確保し、次世代の奨学生の貸与金に充てることによって成立する制度であるため、制度維持のためには安定した奨学金返還が不可欠である。実際にJASSOの平成27年度事業予算案では、事業費に占める返還金は64.4%になっており、奨学金事業の財源は返還金の回収に大きく依存している。したがって、奨学金事業の効率的な運営のためには返還金の確実な回収が要となる。

奨学金は返還期間内の全額返還が原則であるが、奨学生がさまざまな事情により返還が困難になる場合に配慮した返還期限猶予制度、減額返還制度、返還免除制度などの救済制度が存在している。

ところが、そのような救済制度が設けられているにも関わらず、奨学金返還延滞者が存在する。平成24年の時点で延滞者は約33万人、滞納額は2682億円に上っており、この現状を受けてJAASSOは延滞者に関する属性調査を行っている。「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」によると、延滞者は無延滞者に比べて不安定な雇用状態にあること、延滞者は無延滞者に比べて収入が低い者が多いこと、猶予制度や減額制度などの救済制度について知らない者が多いことなどがわかった。

JASSOの奨学金が貸与制をとっている以上、奨学金の返還による資金回収は制度を維持するために不可欠であり、延滞額や事業費に占める割合から考えても、延滞者の存在は問題である。よって今回我々は問題意識を、「貸与金の回収が制度維持のために重要である貸与型奨学金制度において、延滞者が存在するのは問題である」と設定した。延滞者に働きかける政策を行うには、彼らの詳細な特徴を探る必要がある。

先ほど挙げた「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」では延滞者の大まかな属性についての結果が得られたが、奨学金延滞と家計などさまざまな要因との関係は他の要因を考慮して結論を出すべきであり、この調査結果だけで延滞者の特徴が十分に明らかになったとは言えない。よって延滞者の特徴に関するより詳細かつ正確な回帰分析による研究が必要であると考えられる。よって本稿では、リサーチクエスチョンを「奨学金返還延滞者の特徴はどのようなものであるか」と置いた。

我々の知る限り、日本において奨学金の延滞者の詳細な特徴について回帰分析を行っている研究は存在しないので、本稿では回帰モデルを用いて延滞者の特徴についてさまざまな社会経済的変数を採用し分析を行っている Hillman(2014)などの分析手法を参考とした。

本稿の分析では、現状と先行研究から①所得が高いこと、②大学等が学生に積極的に関与していること、以上の2点が奨学金返還延滞の確率を下げるという仮説を検証した。データとしては東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターが調査を行った「高校生の進路についての追跡調査(第1回～第6回)、2005-2011」を用い、ロジスティック回帰分析を行った。被説明変数と説明変数は概ね先行研究に倣った変数を採用したが、本稿では説明変数として新たに「就職支援」に関する変数を採用した。なぜならJASSOと奨学生の間の連絡は基本的には在学している大学等を通して行われるため、JASSOは延滞に関する大学等における取組を重視しているからである。よって本稿では奨学金返還における大学等の役割に着目し、そこから大学等による就職支援に対する学生の満足度が高い大学

等ほど学生への学校側の関与が強く、奨学金に関しても何らかの措置を取っている可能性が高いと仮定し、「就職支援」の変数を用いた。

以上より本稿におけるオリジナリティとしては、①日本のデータを用いて延滞者の詳細な特徴について回帰分析を行う点、②大学等の奨学生の関与に関する変数を採用する点、以上の2点を挙げる。

分析の結果、①出身家計年収が高いこと、②本人所得が高いこと、③就職支援の充実度が高いこと、の3点が奨学金を延滞する確率を下げるという結果が得られた。

この分析結果を踏まえて、我々は以下2つの政策を提言する。

第1の政策提言としては、所得連動型奨学金返還制度を提言する。先述の通り、延滞者属性調査において延滞者は無延滞者と比べて所得帯が低いことがわかった。先行研究においても、本人所得が高いほど延滞の確率が低くなることが示されていた。そこから我々は、本人所得が高いほど延滞の確率が下がるという仮説を立て、分析をしたところ、仮説通りの結果が得られた。よって本人所得が低い者ほど延滞の確率が高まると考えることができる。以上より分析結果及び現行政策の問題点を踏まえた制度設計のもとで、返還者の所得に応じて柔軟に毎月の返還額を変化させる仕組みを整える必要があると考えた。対象は無利子・有利子奨学金両方の利用者とし、奨学金貸与の際に、平成28年1月から運用が開始される本人のマイナンバーを登録し、そこからJASSOが奨学金利用者の所得を把握する。JASSOはその所得情報に基づいて、所得額に応じて段階的に毎月の返還額を設定する。また、猶予基準及び減額基準に該当する所得の者に対しては、JASSOがマイナンバーによって把握した所得額からこれらの制度が利用できることを通知する。また、JASSO側から返還者に働きかけ、猶予制度や減額制度の利用ができること、延滞した場合に被る不利益を明確に伝えることを徹底することによって、適切な制度利用を実現し、延滞防止を目指す。

第2の政策提言としては、大学等に対する意識改革を提言する。大学等の役割は奨学金返還や制度認知において重要であるが、JASSOが行う説明会への大学等関係者の出席率が低いことや、現行対策による返還率の改善が思わしくないことからわかるように、現在の取組は十分ではない。先行研究においても奨学生へのカウンセリングの重要性が示唆されていた。そこから学校側の学生への関与が延滞の確率を下げるという仮説を立て、分析をしたところ、仮説通りの結果が得られた。この結果を踏まえると、大学等の学生への関与を促進する政策が延滞の確率を下げる可以考虑することができる。以上より、大学等の学生に対する奨学金理解を高める取り組みをより積極的に行わせることが必要であると考えた。具体的には、卒業生の延滞率が一定の値を超えた大学等を改善指定校として設定し、改善計画を提出させることを義務づけて、大学等に対する意識改革を促す。

以上2つの政策を提言することで、これまで延滞によって回収できなかった返還金を確実に回収することと、確実な情報提供によって適切な奨学金理解や制度利用を実現することで延滞の防止を目指す。これによって奨学金貸与事業を維持し、貸与を必要とする人が確実に貸与を受けられる状態を持続可能なものとする。

目次

はじめに	5
第1章 現状分析・問題意識	6
第1節 奨学金制度の概要	6
第1項 独立行政法人日本学生支援機構の概要	6
第2項 JASSO 奨学金貸与事業の性質と目的	6
第3項 JASSO の提供する奨学金の種類	6
第4項 奨学金申込から採用までの流れ	8
第5項 JASSO 奨学金の貸与人数	10
第6項 貸与終了から返還完了までの流れ	12
第7項 返還期限猶予制度・減額返還制度・免除制度	13
第2節 奨学金返還延滞者の現状	14
第1項 返還延滞者の人数	14
第2項 延滞が発生した場合の資金回収の流れ	15
第3項 延滞者の特徴	16
第3節 問題意識	20
第2章 先行研究及び本稿の位置づけ	21
第1節 先行研究	21
第2節 本稿の位置付け	22
第3章 理論・分析	23
第1節 仮説と理論	23
第2節 使用するデータ	23
第3節 推定式	23
第4節 変数選択	23
第5節 推定結果と考察	26
第4章 政策提言	28
第1節 所得連動型奨学金返還制度	28
第2節 学校に対する意識改革	30
おわりに	32
先行論文・参考文献・データ出典	33

はじめに

我が国の奨学金事業において、主要な役割を果たしているのが、独立行政法人日本学生支援機構(以下、JASSO と表記する)である。奨学金貸与事業は、教育の機会均等や人材育成の観点から、日本国憲法や教育基本法に基づき、政府が責任を持って積極的かつ確実に取り組むべき教育施策として認識されている。そして、JASSO は独立行政法人として、限られた財源の中で奨学金を希望する学生を幅広く対象とした事業を行う必要があり、事業創設時より一貫して貸与制がとられている。奨学生が卒業後に返還するお金が、次世代の奨学金として使われるため、確実に奨学金の返還が行われることが肝要である。

近年、JASSO の奨学金貸与事業の事業規模は拡大を続けており、平成 14 年度に約 80 万人であった利用者数は、平成 26 年度にはおよそ 1.7 倍の約 133 万人に達した。また、貸与人員及び貸与残高の増加に伴い、延滞債権額は増加傾向にあり、その額は平成 24 年度には 2682 億円にまで増加している。先日 10 月 21 日に行われた財務省の財政制度等審議会財政投融資分科会においては、有利子奨学金事業の健全性を確保するために延滞防止等の取組が求められており、JASSO の奨学金貸与事業における延滞債権の問題は解消しなくてはならないものと考えられる。これを受けて JASSO が行っている延滞者に関する属性調査を行っているが、奨学金延滞と家計などさまざまな要因との関係は他の要因を考慮して結論を出すべきであり、この調査結果だけで延滞者の特徴が十分に明らかになったとは言えない。我々が調べた限り、日本において奨学金延滞者の特徴を検証した研究は存在しないため、本稿にて検証を行った。

本稿では、問題意識を「貸与金の回収が制度維持のために重要である貸与型奨学金制度において、延滞者が存在するのは問題である」と置き、リサーチクエスチョンを「奨学金返還延滞者の特徴はどのようなものであるか」と置いた。そして、高校 3 年時を起点として 6 年間追跡調査を行った「高校生の進路についての追跡調査(第 1 回～第 6 回)、2005-2011」を用いて、①所得が高いこと、②学校側が学生に積極的に関与していること、以上の 2 点が奨学金返還を延滞する確率を下げるという仮説を、ロジスティック回帰分析にて検証した。この分析から、①出身家計年収が高いこと、②本人所得が高いこと、③就職支援の充実の程度が高いこと、の 3 点が奨学金を延滞する確率を低下させるという結果が得られた。この分析結果に基づき、我々は 2 つの政策を提言する。1 つは、マイナンバーを利用した所得連動型奨学金返還制度の導入、もう 1 つは学校への意識改革のための制度の導入である。

以上 2 つの政策を提言することで、これまで延滞によって回収できなかった返還金を確実に回収することと、確実な情報提供によって適切な奨学金理解や制度利用を実現することで延滞の防止を目指す。これによって奨学金貸与事業を維持し、貸与を必要とする人が確実に貸与を受けられる状態を持続可能なものとする。

第1章 現状分析・問題意識

第1節 奨学金制度の概要

第1項 独立行政法人日本学生支援機構の概要

本稿で焦点を当てる奨学金制度は、大学生等を対象とした奨学事業において事業額規模で90%以上のシェアを持つ独立行政法人日本学生支援機構(以下「JASSO」という)の奨学金貸与事業とする。JASSOは国の様々な学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人である。JASSOは「奨学金貸与事業」「留学生支援事業」「学生生活支援事業」の3つの事業を担っているが、本稿で扱う国内奨学金については「奨学金貸与事業」において実施されているため、以下ではその制度概要について概観する。

第2項 JASSO 奨学金貸与事業の性質と目的

JASSOの奨学金貸与事業の主な性質及び目的は以下の通りである。まず1つ目は、「教育の機会均等・人材育成」である。奨学金貸与事業は、日本国憲法(第26条)²、教育基本法(第4条第3項)³に基づき、政府が責任を持って積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育施策と認識されており、経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施されている。2つ目は、「公共性」である。奨学金貸与事業は、公共性の見地から確実に実施する必要がある、JASSOは独立行政法人として、同事業を安定的かつ効果的に実施する役割を担っている。そして3つ目は「貸与制」である。JASSOの奨学金貸与事業は、限られた財源の中で奨学金を希望する学生を幅広く対象とする必要がある。また返還を通じて学生の自立心や自己責任を生む効果や、社会への貢献・還元の意識の涵養等の教育的効果も勘案し、制度創設以来貸与制が採られている。

なお、同事業は、国が資金提供を行い、大学等の教育機関が具体的な奨学金の貸与の手続を実施し、JASSOが総括及び回収業務を行うという、国と大学等の教育機関、JASSOの三者の連携協力により成り立っている。大学等の教育機関は、奨学金の貸与資格の確認や資金貸与の手続、奨学生の卒業後の返還に係る指導といった多くの業務を担っており、JASSOの運営する奨学金貸与事業において非常に重要な役割を果たしている。

第3項 JASSO の提供する奨学金の種類

JASSOの奨学金は大きく2種類に分類でき、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金がある。

(1) 第一種奨学金

第一種奨学金は無利子であり、JASSOの前身である日本育英会により昭和18年より開始されている。対象は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に在学する、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく就学困難な者である。具体的な貸与基準として、本人の学力と家計状況の2つが挙げられる。学力面については、「高校

² 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける機会を有する。」

³ 「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、修学の措置を講じなければならない。」

成績が 3.5 以上」または「大学成績が学部内において上位 3 分の 1 以内」の条件のいずれかを満たす必要がある。家計基準は、収入形態、家族構成、家庭事情により異なる。また、貸与月額は表 1 の通り学生自身が選択することができる。奨学金の返還は卒業後 20 年以内に完了する必要があるが、返還システムの詳細については第 6 項において述べることにする。

さらに、平成 24 年度より第一種奨学金が包含する形で所得連動返還型無利子奨学金制度が新設された。この制度は第一種奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入(年収 300 万円)を得るまでの期間返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し安心して就業できるようにすることを目的としている。対象者の要件は、①平成 24 年以降の大学院を除く第一種奨学金採用者、②家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が給与所得⁴のみの世帯の場合は年間収入金額が 300 万円以下の者⁵、の両方に合致することである。

(2) 第二種奨学金

第二種奨学金は有利子であり、昭和 59 年より開始されている。対象学種は第一種奨学金とほぼ同一だが、高等専門学校⁶の 1~3 年生が対象外であることだけが異なる。貸与基準は、学力面及び家計面の両面において第一種奨学金よりゆるやかな基準となっている。具体的な貸与基準は以下の通りである。学力面では、①学業成績が平均水準以上と認められる、②特定の分野において特に優秀な資質能力を有すると認められる、③大学における学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められる、という以上 3 つの要件のうち 1 つを満たしていればよい。また、家計基準は、第一種奨学金と同様に世帯人員や、就学者の有無等によって異なるが、家計支持者の収入金額が選考の対象となる。大学入学前の申込(予約採用)における給与所得者の収入所得の目安は、4 人家族の場合 1124 万円とされている。貸与月額は 5 段階から選択することができ、貸与期間中に必要に応じて変更することができる。

奨学金の返還は、第一種奨学金と同様、卒業後 20 年以内に完了する必要がある。返還利率は、政令にて年 3%を超えないよう定められており、平成 19 年度採用者より「利率固定方式⁶」と「利率見直し方式⁷」からの選択制が採られている。平成 26 年 3 月末現在、利率固定方式では年 0.82%、利率見直し方式では年 0.20%であり、どちらも一般的な教育ローンの利率よりかなり低くなっている⁸。また在学中は利息が発生せず、この点も貸し付けと同時に利息が発生する一般的な教育ローンと異なる点である。

⁴ 給与所得は収入金額(税込)である。

⁵ 給与所得以外の世帯の場合は、収入金額から必要経費(控除分)を差し引いた金額とし、当該換算金額は 200 万円以下とされている。

⁶ 貸与終了時の利率を返還完了まで運用する方式。

⁷ 返還中概ね 5 年ごとに利率を見直す方式。

⁸ 政府系金融機関:年 1.85%(母子家庭等)または年 2.25%(その他)

A 銀行:年 2.975%(担保あり)または年 3.475%(担保なし)

(平成 27 年 1 月末現在)

表 1 奨学金の種類

区分		第一種奨学金(無利子)		第二種奨学金(有利子)
		(一般)	(所得連動返還型)	
対象学種		大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	大学院、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程
貸与月額		2段階から学生が選択 ※私大・自宅通学の場合 3万円/5万4千円		5段階から学生が選択 ※大学の場合 3万円/5万円/8万円/10万円/12万円
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 または ②大学成績が学部内で上位1/3以上		①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家計	854万円	300万円	1,170万円
		※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安		
返還方法		卒業後20年以内	JASSOが定める一定額の収入を得るまでの間、返還期限が猶予される	卒業後20年以内の元利均等返還
返還率・返還利息		—		上限金利3%(在学中は無利子) 平成19年度採用者から①利率固定方式②利率見直し方式の選択制

(表は JASSO「奨学金ガイドブック 2015」, 文部科学省「(独)日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要」より筆者作成)

第4項 奨学金申込から採用までの流れ

(1) 申込の種類

JASSOの奨学金は、その申込の時期でも2種類に分類できる。進学前に申込を行う「予約採用」と入学後に申し込む「在学採用」である。いずれの場合でも、申込から採用までの手続はインターネットを介するものを除いて学校を通じて行われ、JASSOと奨学金貸与希望者の間で直接のやり取りは行われない。

(ア) 予約採用の場合

予約採用の募集時期は、第一種奨学金は進学の前年の春、第二種奨学金は春から秋にかけてである。募集及び申込は、在学あるいは出身高等学校または専修学校を通じて行われる。

進学前に奨学金希望者は、高等学校等を通じて申込を行い、JASSOが奨学金採用候補者の選考を行う。その後、高等学校等を通じて採用候補者決定通知が公布される。進学先が決定した後、JASSOへ進学届を提出し、その後採用の決定が進学先の学校より通知され、奨学金の振込が開始される。

(イ) 在学採用の場合

募集時期は、進学後の春であり、入学年以降のいずれの年でも申し込むことができる。学内選考の後、学校が JASSO へ奨学金希望者の推薦をし、JASSO にて選考が行われる。その後の流れは予約採用の場合と同様である。

JASSO の「平成 26 事業年度事業報告書」によると、平成 25 年度新規貸与人員は第一種奨学金では 15 万 6950 人、第二種奨学金では 29 万 9992 人であった。そのうち、予約採用で採用された者は第一種奨学金では 5 万 5697 人(第一種奨学金貸与人員の 35.5%)、第二種奨学金では 21 万 3021 人(第二種奨学金貸与人員の 71.0%)であった。

(2) 保証制度

加えて、奨学金を申し込む際には、「人的保証」と「機関保証」の 2 種類の保証制度のうちいずれかを選択する必要がある。保証制度は、奨学金の貸与を受けた者が返還を延滞した場合においても、返還を確実にするための制度である。人的保証とは、連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けるものである。保証人は、原則として 4 親等以内の親族で、連帯保証人とは別生計の者をいう。一方、機関保証とは、一定の保証料を原則として毎月の奨学金からの差引により払うことで、保証機関(公共財団法人日本国際教育支援協会)が連帯保証するものであり、連帯保証人及び保証人は不要である。奨学金の返還に延滞が発生した場合、JASSO は連帯保証人や保証人、保証機関に対して、奨学金の返還請求を行う。

(3) 入学後の流れ

採用後は、在学している大学等を通して JASSO と奨学生との連絡が取られる。入学後奨学金に加入する場合の相談や申請はもちろん、奨学金の継続申請や奨学金に関する諸々の相談なども学校において行われる。

奨学金制度の運営において JASSO と奨学生の間を中継する存在として学校は重要な機関であり、実際に JASSO は学校との連携を強化していく方針を示している。特に重視されているのが、延滞に関する大学等における取組である。現状で延滞者⁹が発生している主要な要因の 1 つとして、奨学金の猶予制度の周知不足が挙げられる。後節で詳細を記述するが、「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」においても、延滞者のうち、実に半分近くの人々が救済制度の存在を認知していないことが示されている。よって延滞者の発生防止のためには、返済者への猶予制度の周知が必要であり、新たな延滞を防ぐためには、奨学生との直接の窓口となっている大学等における取組が重要である。

そこで JASSO は、大学等における猶予制度の周知を徹底するために、以下の 3 点の政策を実施もしくは実施予定である。1 点目は、大学等の奨学金担当者への説明会における猶予制度など返還回収制度に関する具体的な説明である。2 点目は、大学等による学生への返還説明会などにおける返還回収制度の説明を求めることである。3 点目は、学校ごとの奨学金延滞率の公表であるが、これは平成 28 年度から実施の予定である。

以上の取組に関して JASSO は各大学等に協力の要請を行っているが、思わしい効果を上げているとは言い難い状況にある。例えば、毎年度開催されている制度等についての説明の場である奨学金業務連絡協議会への各大学等の出席率は平成 21 年度から平成 25 年度の平均で 61.3%となっており、必ずしも大学等の奨学金回収策周知への取組が積極的であるとは言えない¹⁰。また、上記の 1 点目、2 点目の政策は平成 21 年度から継続して行われている政策であるが、返還の始まる初年度における返還率は平成 21 年度から平成 25 年度で 1%の改善に止まっている¹¹。以上から、大学等における延滞防止の取組は、未だに不十分であり、特に大学等の取組への積極性に関してまだ改善の余地があると考えられる。

⁹ 3 ヶ月以上奨学金返還を延滞している者を指すことが多い

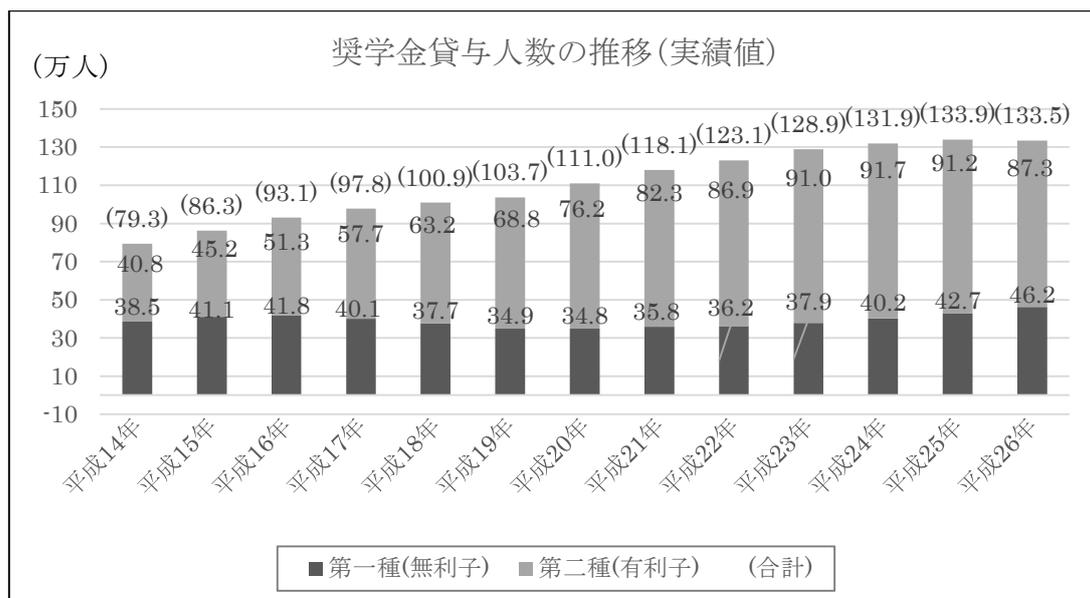
¹⁰ 独立行政法人日本学生支援機構第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

¹¹ 独立行政法人日本学生支援機構返還金の回収状況について(平成 26 年 10 月 31 日)

第5項 JASSO 奨学金の貸与人数

奨学金の貸与人数は近年一貫して増加傾向にある。平成14年には約80万人であった利用者数は12年後の平成26年には約1.7倍の約133万人に増加している。無利子である第一種奨学金は定員数の関係から目立った増加は見られないが、第二種奨学金は40万人から87万人に増加しており、12年間で2倍以上増えている。

図1 奨学金貸与人数の推移

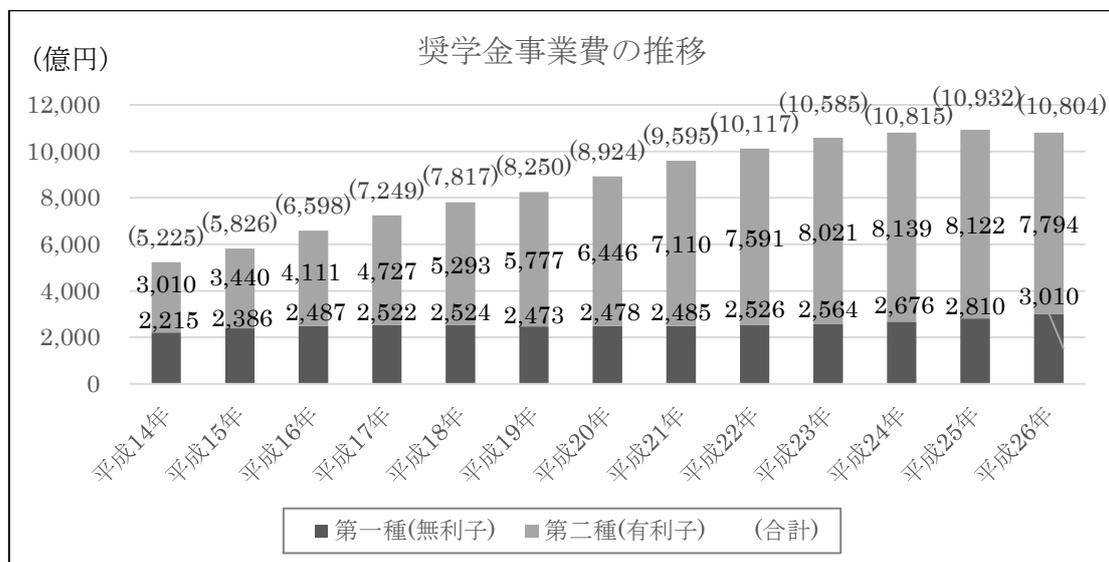


(グラフは日本学生支援機構「日本学生支援機構事業報告書」(平成14年度～26年度)より筆者作成)

貸与人数増加の主な理由としては、平成11年度から「きぼう21プラン奨学金」(新生第二種奨学金)が発足したことが挙げられる。これは、従前の第二種奨学金に代わる新しい有利子の奨学金制度で、詳細は第3項で述べた通りである。この制度の新設によって、貸与人員の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額を選択性の導入などが行われ、より利用しやすくなった。それに加えて、教育費用の負担額の増加や家計収入の減少なども貸与人数増加の理由として合わせて挙げられる。

事業費も大幅に拡大しており、平成14年の事業費は全体で約5225億円、そのうち第一種が約2215億円、第二種が3010億円であった。それに対して平成26年の事業費は全体で約1兆804億円、そのうち第一種が約3010億円、第二種が約7794億円と、貸与人数と同様に全体で2倍以上に増加している。

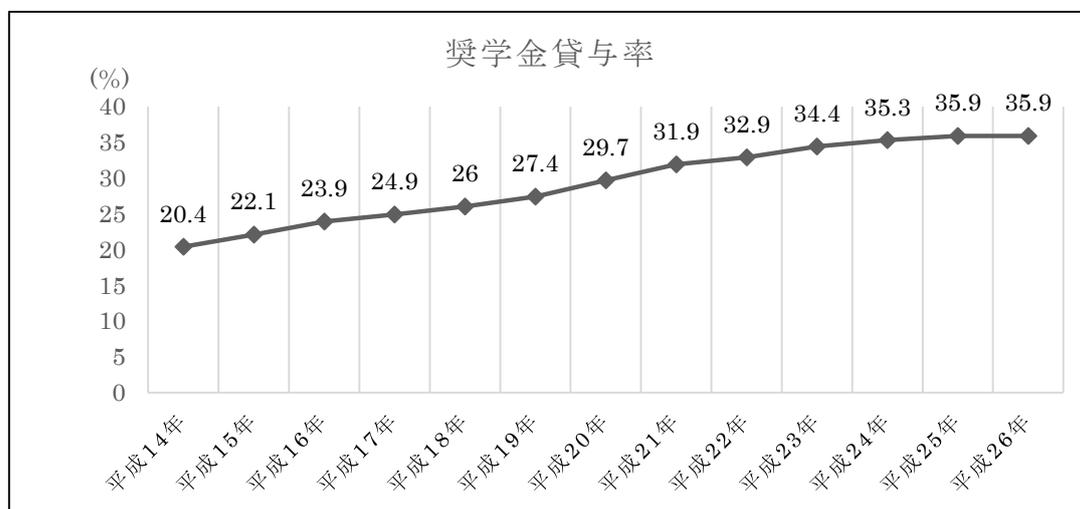
図 2 奨学金事業費の推移



(グラフは日本学生支援機構「日本学生支援機構事業報告書」(平成14年度～26年度)より筆者作成)

図3は第一種・第二種の奨学金貸与人数を、第一種・第二種奨学金の対象学種である大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に在籍する学生数で割った貸与率のグラフである。グラフを見ればわかる通り、貸与率は一貫して増加している。

図 3 貸与率の推移



(グラフは日本学生支援機構「日本学生支援機構事業報告書」(平成14年度～26年度)と「政府年次統計学校調査」より筆者作成)

貸与奨学金事業は奨学金利用者の返還金が新しい奨学生への貸与資金になる、という仕組みで維持されているので、確実な資金回収が重要である。実際に、日本学生支援機構「JASSO 日本学生支援機構概要 2015」によると、平成27年度の財源は奨学金の財源のうち貸付回収金が占める割合は第一種奨学金では、2,380億円(財源の75.0%)、第二種奨学金で

は 4,796 億円(財源の 60.2%)、奨学金事業全体でみると 7176 億円(財源の 64.4%)を占め、奨学金事業の財源は貸付金の回収に大きく依存している。

表 2 奨学金の財源

(単位：億円)

区分		平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
第一種 奨学 金	政府貸付金	757	718	676	748
	政府貸付金(復旧・復興枠)	33	57	49	45
	返還金等	1,884	2,034	2285	2,380
	(第一種奨学金計に対する構 成比)	70.4%	72.4%	75.9%	75.0%
	計	2,674	2,809	3010	3,173
第二種 奨学 金	財政融資資金	8,203	8,487	8296	7,797
	財投機関債	1,800	1,800	1800	1,200
	財政融資資金等償還金	△ 9,906	△ 10,330	-10345	△ 9,590
	返還金	3,576	4,033	4415	4,796
	(第二種奨学金計に対する構 成比)	44.0%	49.7%	56.6%	60.2%
	民間資金借入金	4,466	4,132	3628	3,763
計		10,003	10,287	7794	7,966
合計		12,677	13,096	10,804	11,139
(合計に対する返還金の構成比)		50.5%	55.5%	62.0%	64.4%

(表は日本学生支援機構「平成 26 年度事業報告書」、「JASSO 日本学生支援機構概要 2015」より筆者作成)

第6項 貸与終了から返還完了までの流れ

JASSO の返還方法は、平成 10 年 3 月卒業・貸与終了の奨学生から、口座振替(リレー口座¹²)による返還の方法が採られている。奨学金の貸与終了後、金融機関でリレー口座加入申込手続を行い、卒業年の 10 月より奨学金の返還が開始される。返還は、原則として月賦または月賦・半年賦併用¹³のいずれかの割賦方法を選択することとなっている。病気や災害、未就職や経済的な事由で返還困難等の事項に該当しない者は、リレー口座から毎月 27 日(半年賦は 1 月及び 7 月の 27 日)に振替が行われ、借入残高がなくなり次第返還完了となる。

先ほども述べたように、JASSO の奨学金が貸与制をとっている以上、奨学金の返還による資金回収は制度を維持するために不可欠なことである。しかしながら、奨学生がさまざまな事情により返還が困難になるという場合も十分に想定される。そのため、JASSO の返還制度のなかにはそのような奨学生のための救済措置が設けられている。次項ではこの救済措置について述べる。

¹² 金融機関の口座からの自動引落に使用する口座の愛称。奨学金を先輩から後輩へ引き継ぐという意味が込められている。

¹³ 貸与総額の 2 分の 1 を月賦、残りの 2 分の 1 を半年賦で返還する方法。

第7項 返還期限猶予制度・減額返還制度・免除制度

奨学金制度における救済措置には、返還期限猶予制度、減額返還制度、返還免除制度の3つの制度がある。

(1) 返還期限猶予制度

返還期限猶予制度とは、一定の事由に該当する場合に返還を猶予されるという制度である。奨学金は大学や大学院等に在学している間は、在学届の提出をすることによって返還を猶予されるので、在学中は要返還期間に入らない。在学していない場合で、災害・傷害・生活保護の事由があるとき、または入学準備・失業・年収300万円以下の低所得等の事由があるとき、その事由が続いている期間中1年ごとに願い出ることによって、奨学金の返還が猶予される。ただし後者の場合、この猶予が通用する期間は通算して10年である。基準に合致した290,440件(在学猶予152,879件、一般猶予137,561件)について返還期限の猶予が承認されている。

(2) 減額返還制度

減額返還制度は災害、怪我、病気、経済的理由などにより奨学金の返還が困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還が可能になる者を対象として当初の返還額よりも少ない額を返還することを認める制度である。家計収入などの一定の要件を満たしている場合、これを申請することによって一定期間返還月額を2分の1に減額し返還期間を延長する。そうすることで、奨学生本人の負担を軽減し、資金回収を促進することができる。この制度は平成23年1月から運用され、審査基準に合致した16,017件が承認されている。

(1)(2)の制度を利用し、病気が快復したり、家計が好転したりした場合、金融機関にてリレー口座への加入申込手続を再度行い、返還を再開することとなる。

(3) 返還免除制度

返還免除制度は、全奨学生を対象として、奨学生の死亡、または精神及び身体の障害により返還が不可能になった場合、必要書類等を提出することによって返還未済額の全部または一部が免除される、という制度である。また、従来の免除制度に加えて、学業成績によって返還が免除される制度も導入されている。平成16年度以降に大学院無利子奨学金の貸与を受けた学生で、在学中特に優れた業績を挙げそれが機構に認定されれば、貸与終了時において一部または全部の奨学金返還を免除される。さらに平成27年度以降の大学院博士課程進学者は、奨学生採用時に大学からの推薦により返還免除の内定者となることができるようになった。平成26年度における利用件数は18936件、免除総額は316億円となっている。

このように奨学金貸与事業は絶対の返還を強いるものではなく、奨学生の事情に応じた返還にある程度は対応できる仕組みが整えられている。

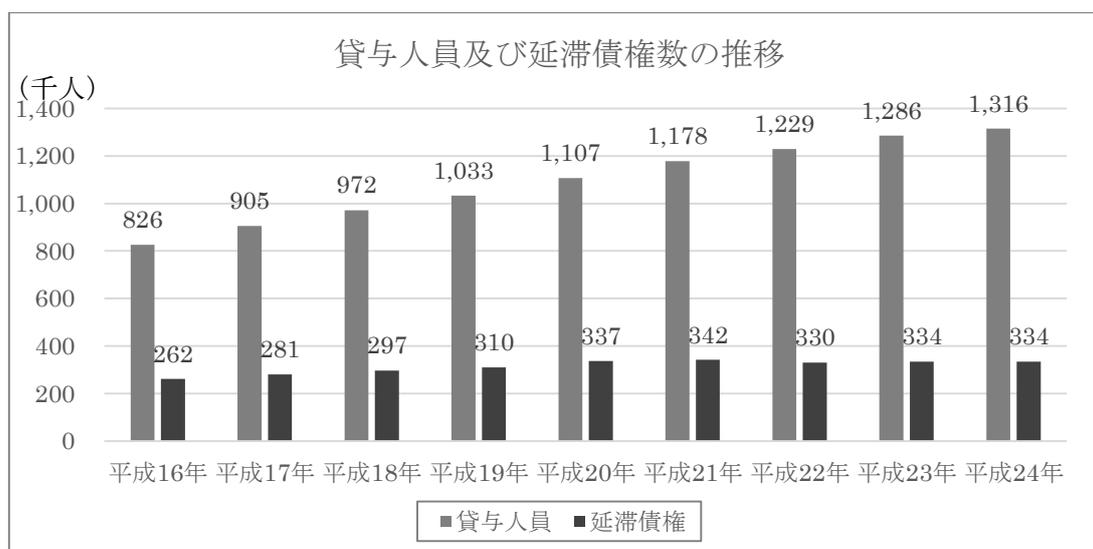
しかし実際には、以上のような返済制度や救済措置が設けられているにも関わらず、奨学金返還を延滞してしまう者が存在する。以下ではこのような奨学金返還延滞者について述べていく。

第2節 奨学金返還延滞者の現状

第1項 返還延滞者の人数

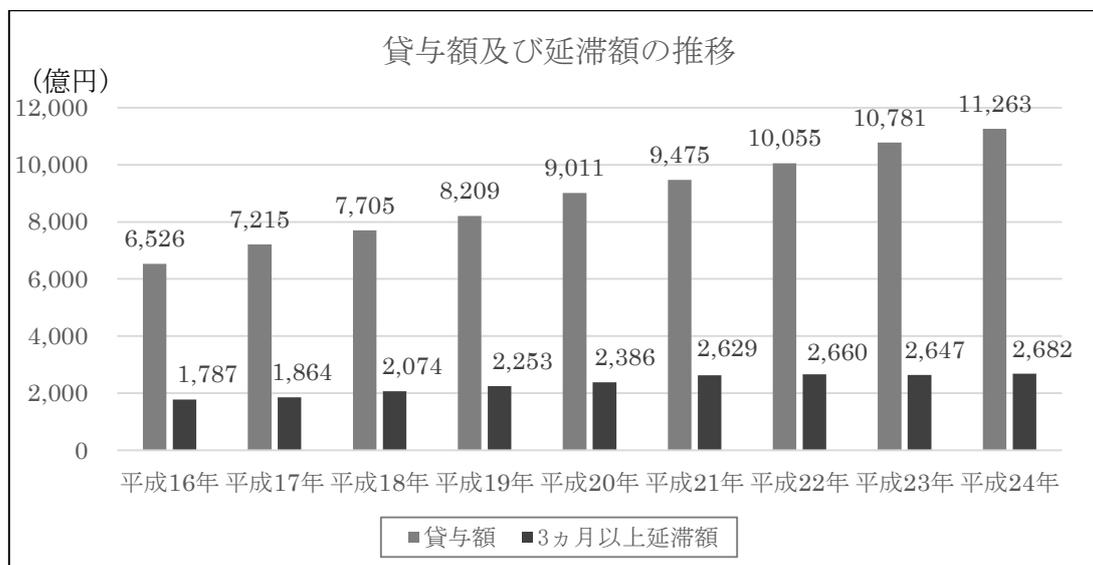
奨学金事業の貸与人員、貸与額が増加し年々規模が拡大している中で問題となっているのが延滞の存在である。図 4 は平成 16 年から平成 24 年の 9 年間に於ける貸与人員と延滞債権数の推移を表したグラフであり、図 5 は同期間の貸与額及び延滞額の推移を表している。平成 24 年現在、延滞者数は 33 万 4000 人となり 9 年間で約 1.3 倍になっており、延滞額は 2682 億円にも上っている。また、表 3 の回収率の推移を見てみると、当該年度内に回収すべき返還金の回収率(当年度回収率)は平成 19 年度の 93.7%から 95.7%になる見込みで、改善傾向にある。一方、延滞債権の回収率(延滞回収率)は 7 年間ほぼ横ばい状態で改善が見られない。また、今年の 10 月 21 日には財務相の諮問機関である財政制度等審議会が、財政投融资分科会を開いた。そこでは第二種奨学金事業(有利子)が取り上げられ、原資における財政投融资からの借入れ分が大きな割合を占めている状況を踏まえ、所管する文部科学省に対し、増加傾向にある延滞金対策の徹底を求める意見が多く出た。以上からわかるように、奨学金事業の持続可能な運営が求められる中、延滞している返還金の確実な回収は喫緊の課題である。

図 4 貸与人員及び延滞債権数の推移



(図は日本学生支援機構「日本学生支援機構奨学金の貸与と返還の現状」、「JASSO 日本学生支援機構概要 2015」より筆者作成)

図 5 貸与額及び延滞額の推移



(図は日本学生支援機構「日本学生支援機構奨学金の貸与と返還の現状」より筆者作成)

表 3 返還金の当年度回収率、延滞分回収率及び総回収率の推移

区分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年 (見込み)
当年度回収率	93.7%	94.0%	94.1%	94.7%	96.2%	95.6%	95.7%
延滞分回収率	14.2%	14.2%	13.9%	14.6%	14.5%	13.8%	13.9%
総回収率	79.2%	79.7%	80.0%	80.6%	81.5%	82.2%	82.4%

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会報告書」より筆者作成)

第2項 延滞が発生した場合の資金回収の流れ

口座からの振替ができずに延滞となった場合、延滞金が発生する。第一種奨学金の場合、所定の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課される。なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された者及び第二種奨学金の場合は、延滞している割賦金の額に対し、返還期日の翌日から年10%の割合で延滞している日数に応じて延滞金が課される。また、延滞が発生すると、本人、連帯保証人、保証人に対して文書や電話による督促が行われる。本人らと連絡が取れた場合、減額返還や返還猶予の提案が行われることがあるが、延滞期間が3ヶ月にわたると、個人信用情報機関へ延滞者の情報の登録がなされる。個人信用情報機関へ延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人の経済的信用が低いと判断することがある。その結果として、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりする可能性がある。また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合もある。延滞期間9ヶ月になっても入金も連絡もない場合は民事訴訟法に基づき法的措置が執られ、強制執行の手続や保証機関による強制執行に至るまでの法的措置、給与や財産の差し押さえがなされる。

しかし、このような救済措置利用の提案や督促制度が設けられているのにも関わらず、第2項で示した通り、延滞者は平成24年の時点で約29万人、滞納額は2682億円に上っている。

このような延滞者はいったいどのような特徴を持っているのだろうか。次項では、延滞者の特徴について、JASSOの「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より検証していく。

第3項 延滞者の特徴

JASSOの「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」では、①平成25年10月末時点で奨学金返還を3ヶ月以上延滞している者(以下「延滞者」という)、②平成25年10月末時点で奨学金返還を延滞していない者(以下「無延滞者」という)を調査対象としており、延滞者と無延滞者を比較して延滞者の特徴をつかむことが可能である。

(1) 本人の職業及び年収について

本人の職業(表4)をみると、延滞者は無延滞者に比べて「常勤社(職)員」の割合が低い(無延滞者67.9%、延滞者36.2%)。また、延滞者は「無職・失業中/休職中」(15.8%)、「非常勤社(職)員」(14.7%)、「任期付常勤社(職)員」(8.4%)等、現在仕事をしていない人や、非正規労働者が多いことがわかる。

本人の年収(図6)について延滞者と無延滞者を比較すると、延滞者では「100万～200万円未満」と回答した者の割合が最も高いのに対して(24.0%)、無延滞者では「200万～300万円未満」と回答した者の割合が高い(25.6%)。全体的に無延滞者に比べて延滞者の収入は少ないことがわかる。

表4 本人の職業(択一)

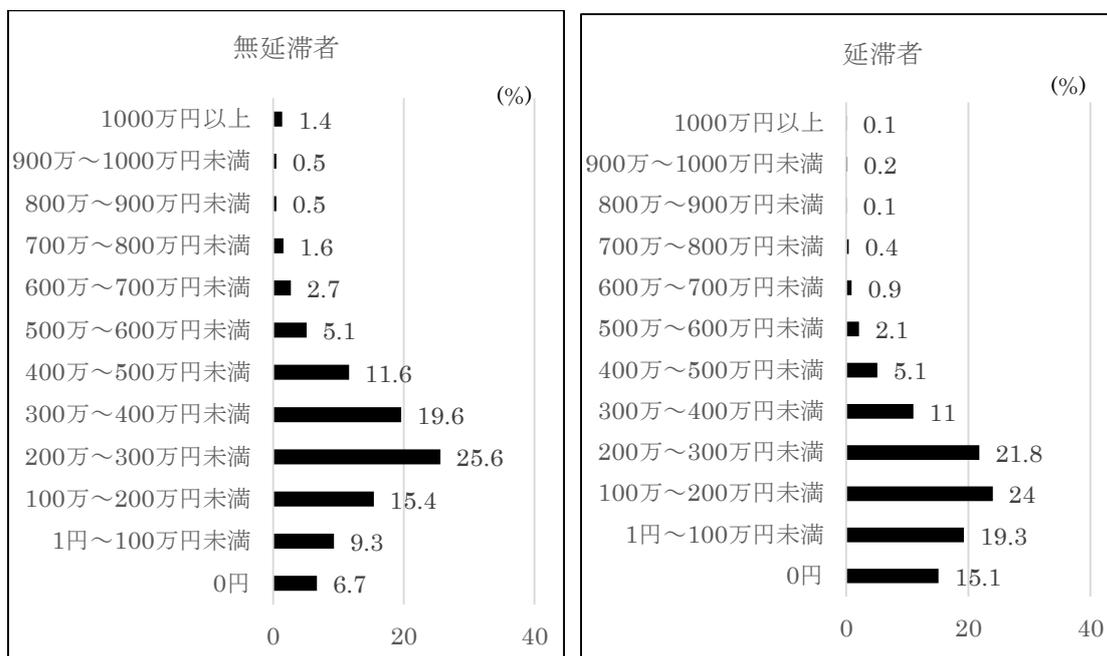
区分	延滞者		無延滞者	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
常勤社(職)員	1,475	36.2	1,708	67.9
任期付常勤社(職)員 ¹⁴ (※1)	343	8.4	141	5.6
非常勤社(職)員 ¹⁵ (※2)	598	14.7	187	7.4
派遣社員	269	6.6	74	2.9
自営/家業	273	6.7	63	2.5
学生(留学を含む)	30	0.7	31	1.2
専業主婦(夫)	311	7.6	153	6.1
無職・失業中/休職中	642	15.8	134	5.3
その他	132	3.2	23	0.9
計	4,073	100	2,514	100

(表は日本学生支援機構「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

¹⁴任期付常勤社(職)員：「常勤社(職)員(雇用期限がある)」の略。

¹⁵非常勤社(職)員：「非常勤社(職)員(週あたりの勤務時間が短く、雇用期限がある)」の略。

図 6 本人の年収



(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

(2) 延滞理由について

延滞が始まった理由(きっかけ)(表 5)に関して、「家計の収入が減った」と回答した者の割合が最も高く(72.9%)、ついで「家計の支出が増えた」と回答した者の割合が高い(34.5%)。

延滞が継続している理由(表 6)に関しては「本人の低所得」と回答した者の割合が最も高く(51.1%)、次いで「奨学金の延滞額の増加」と回答した者の割合が高い(29.9%)。また、親が奨学金を返還する約束をしておき、かつ経済的に困難な状態にあると回答した者が 17.7%いることがわかった。

表 5 延滞が始まった理由(複数選択(2 つまで))

区分	人数(人)	割合(%) ¹⁶
忙しかった(金融機関に行くことができなかったなど)	332	8.2
返還を忘れていた、口座残高をまちがえていたなどのミス	295	7.3
家計の収入が減った	2,948	72.9
家計の支出が増えた	1,397	34.5
入院、事故、災害等にあったため	732	18.1
返還するものだとは思っていなかった	110	2.7
その他	1,146	28.3
回答者数	4,046	-17

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

¹⁶回答者数に対する割合である。

¹⁷延滞が始まった理由は 2 つまで回答のため、合計は 100%にならない。

表 6 延滞が継続している理由(複数選択(2 つまで))

区分	人数(人)	割合(%) ¹⁸
本人の低所得	2,049	51.1
本人が失業中(無職)	605	15.1
本人が学生(留学を含む)	30	0.7
本人が病気療養中	212	5.3
本人の借入金の返済	796	19.8
親の経済困難(本人が親への経済援助をしており支出が多い)	758	18.9
親の経済困難(本人親が返還する約束)	710	17.7
配偶者の経済困難	218	5.4
家族の病気療養	230	5.7
忙しい(金融機関にいけない等)	139	3.5
奨学金の延滞額の増加	1,201	29.9
返還するものだとは思っていない	19	0.5
その他	262	6.5
回答者数	4,013	-19

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

(3) 今後の返還の見通しについて

今後の返還の見通しに関して、「返還できないと思う」、「わからない」と回答した者の割合は「現在における返還の見通し」(表 7)については 16.9%、「2~3 年から数年以上経過した時点における見通し」(表 8)について 25.9%となっている。それに対して、「決められた月額等を返還できると思う」と答えた者は、表 7 では 32.6%、表 8 では 39.8%であり、決められた月額よりも少ない額を返還できると答えた者は、表 7 では 50.5%、表 8 では 34.2%である。よって少なくとも現在において、延滞者の 8 割以上が決められた月額等の満額、または一部を返還できるという状況にあるということがわかる。

表 7 現在における返還の見通し

区分	人数(人)	割合(%)
決められた月額等を返還できると思う	1,292	32.6
決められた月額等の半額程度より多く返還できると思う	330	8.3
決められた月額等の半額程度返還できると思う	698	17.6
決められた月額等の半額程度より少ないが返還できると思う	976	24.6
返還できないと思う	291	7.3
わからない	382	9.6
計	3,969	100

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

¹⁸回答者数に対する割合である。

¹⁹延滞が継続している理由は 2 つまで回答のため、合計は 100%にならない。

表 8 2～3年から数年以上経過した時点における返還の見通し

区分	人数(人)	割合(%)
決められた月額等を返還できると思う	1,525	39.8
決められた月額等の半額程度より多く返還できると思う	411	10.7
決められた月額等の半額程度返還できると思う	437	11.4
決められた月額等の半額程度より少ないが返還できると思う	463	12.1
返還できないと思う	99	2.6
わからない	892	23.3
計	3,827	100

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

(4) 制度の認知状況

一方、延滞者に返還期限猶予制度の認知状況(表 9)を問うと、延滞者の 53.6%が「猶予制度を知らなかった」と回答している。また、「猶予制度を知っている」と回答した人の中で申請中、申請準備・検討中の人の割合(表 10)は 20.2%に止まり、延滞中で猶予制度を知っているのにも関わらず猶予制度を「一度も利用したことがない」と答えた人の割合は 25.6%にも上った。また、減額返還制度の認知状況(表 11)を問うと、延滞者の 54.4%が「減額制度を知らない」と答えた。よって、経済的理由で延滞をしている人が多いにも関わらず、救済制度の適切な認知と利用が達成されていないことがわかる。

表 9 猶予制度の認知状況

区分	延滞者		無延滞者	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
知っている	1,873	46.4	1,159	46.2
知らなかった	2,161	53.6	1,349	53.8
計	4,034	100	2,508	100

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

表 10 猶予制度の申請状況

区分	人数(人)	割合(%)
現在申請している	198	11.6
申請準備または検討中	146	8.6
過去に申請していたが今は申請していない	835	48.9
一度も利用したことがない	437	25.6
その他	91	5.3
計	1,707	100

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

表 11 減額返還制度の認知状況

区分	延滞者		無延滞者	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
よく知っている	173	4.3	104	4.1
だいたい知っている	700	17.4	750	29.9
あまり知らない	962	23.9	659	26.3
知らない	2193	54.4	994	39.6
計	4028	100.0	2,507	100.0

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

以上のことをまとめると、延滞者の特性として、延滞者は無延滞者に比べて不安定な雇用状態にあること、延滞者は無延滞者に比べて収入が低い者が多いこと、などがわかり、救済制度の認知度が低いことも分かった。しかし、奨学金延滞と家計などさまざまな要因との関係は他の要因を考慮して結論を出すべきであり、この調査結果だけでは延滞者の特徴が十分に明らかになったとは言えない。

第3節 問題意識

以上より、貸与奨学金事業においては奨学生による返還が制度維持のために不可欠であるにも関わらず、奨学金返還延滞者が存在することがわかった。JASSO の奨学金が貸与制をとっている以上、奨学金の返還による資金回収は制度を維持するために不可欠であり、延滞額や事業費に占める割合から考えても、その存在は問題であると言える。

よって今回我々は問題意識として、「貸与金の回収が制度維持のために重要である貸与型奨学金制度において、延滞者が存在するのは問題である」と設定した。延滞者に働きかける政策を行うには、彼らの詳細な特徴を探る必要がある。先ほど挙げた「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」では延滞者の特徴について大まかな結果が得られたが、この調査項目だけで延滞者の特徴が十分に明らかになったとは言えない。よって本稿では、リサーチクエスチョンを「奨学金返還延滞者の特徴がどのようなものであるか」と置き、これについて研究を進めた。

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

本節では今回の研究テーマに関わる先行研究について述べる。我々の知る限り、日本において奨学金の延滞者の詳細な特徴について回帰分析を行っている研究は存在しない。よって今回は海外の研究を参考にし、研究を進めた。

海外では、一定の期間以上奨学金を延滞している者の年齢や性別、所得などの個票データを用いた研究が数多くなされている。以下ではそれについて概観していく。

Dynarski(1994)は、National Postsecondary Student Aid Study のデータを用いて、デフォルトしている者(161 日以上に渡り GSL(日本における貸与奨学金と類似の制度)の返還を行っていない者)とそうでない者の様々な側面について比較を行っている。具体的には、①年齢や家族環境、②債務履行能力、③学歴などの教育的特徴、に関する変数を用いて、これらの要因がデフォルトに与える影響に関して、ロジスティック回帰分析による分析を行っている。分析の結果としては、卒業後の所得がデフォルトの大きな決定要因となること、高校や高等教育を中退した者はデフォルトの確率が高くなること、が得られた。これらの結果から、奨学金のデフォルトを減らす取組として、月の返還額を削減することが有効であるが、政府にとっては債権回収期間が伸びることによる金利変動リスクが高まり、政府支出が増加する可能性がある、と結論付けている。

Flint(1997)ではアメリカにおける学生ローン(日本における貸与型奨学金と類似の制度)のデフォルト(181 日以上に渡り返還を行っていない者)に影響を与える要因について、The Student Loan Recipient Survey (SLRS)を用いて研究を行っている。この調査では学生の個人的属性、ローンの種類などの項目に加え、教育機関の規模やカウンセリングの有無などの調査項目が充実しており、デフォルトに陥る要因について個人的側面のみならず教育機関の役割等の側面も考慮して分析することが可能となっている。分析では、経済的側面、社会的側面、心理学的側面を考慮して、①学生の個人的属性、②学校の属性、③大学での学習状況、④ローンの属性、⑤卒業時のカウンセリングに関する変数組み込み、ロジスティック回帰分析を行っている。分析の結果、貸与者からローンの情報を得ることがデフォルトとなる可能性を低くすること、複数のローンを抱えているとデフォルトになるリスクが高まることが示された。また、可処分所得が低く、自身の専攻分野と関連性の低い職に就いている人もデフォルトする確率が高いという結果も出ている。この研究では特に教育機関やカウンセリングが返済にいかに関与しているかに着目して分析を行っていたが、それらの変数についてデフォルトする確率の推定では有意な結果は得られず、今後さらに詳細な研究がなされることが期待されている。

Hillman(2014)では、アメリカにおける学生ローンのデフォルト(271 日以上に渡り返還を行っていない者)について、学生の属性だけではなく学校面の要因にも着目し研究を行っている。具体的には、①学生の社会的・経済的、学力的、人口統計的特性はどの程度デフォルトと関係があるのか、②学校の特性はどの程度デフォルトと関係があるのか、というリサーチクエスチョンのもと、2003 年度から 2009 年度にわたって高校卒業後の生徒を大学の 1 年時点から追跡した全国規模調査である Beginning Postsecondary Students survey を用いて、ロジスティック回帰分析を行っている。サンプル数は 5400 で、被説明変数に 2009 年時点で延滞しているか否かのダミー変数を置き、学生の属性や特徴に関する変数(年齢・

性別・人種などの変数、家計収入などの社会経済的変数、専攻や GPA などの教育的変数、雇用状態など)と学校の特徴に関する変数(2年制か4年制か、私立か公立か、私立ならば営利か非営利か)を置いている。

その結果、①営利目的の私立大学に通っている学生はそうでない学生に比べて延滞しやすい、②学生個人の奨学金貸与額はその学生が延滞するかどうかに対して影響を与えない、③アフリカ系アメリカ人やヒスパニックは白人の学生に比べて延滞しやすい、④低所得家庭出身者の学生や扶養家族がいる学生はそうでない学生に比べて奨学金を延滞しやすい、⑤学位や仕事を得ていない人は得ている人に比べて延滞しやすい、ということがわかった。

筆者は以上の結果を踏まえた結論として、今後の研究においてはより詳細な学校に関する変数を入れた分析をするべきであると指摘しながら、大学における奨学金に関するカウンセリングと広報の量と質の向上、大学による学生の返済状況や就職などについての結果報告制度の導入、信用格下げなど延滞に対する一時的な制裁の設置などを提言している。

我々の研究ではこの Hillman(2014)の分析の枠組みを主に参考とした。

第2節 本稿の位置付け

本稿において、我々は問題意識を「貸与金の回収が制度維持のために重要である貸与型奨学金制度において、延滞者が存在するのは問題である」と設定した。この問題の解決策を探るため、本稿ではリサーチクエスチョンを「奨学金返還延滞者の特徴がどのようなものであるか」と置き、これについて研究を進めた。

先ほど挙げた「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」では延滞者の特徴について調査しているが、先述の通りこの調査結果だけで延滞者の特徴が十分に明らかになったとは言えない。以上のような理由から延滞者の特徴に関する、より詳細かつ正確な回帰分析による研究が必要であると考えられる。しかし我々の知る限り、日本において奨学金の延滞者の詳細な特徴について回帰分析を行っている研究は存在しない。海外の研究では、回帰モデルを用いて延滞者の特徴についてさまざまな社会経済的変数を採用し分析を行っている。本稿ではこれらの研究手法を参考とした分析をし、研究を行った。本研究におけるオリジナリティとしては、①日本のデータを用いて延滞者の詳細な特徴について回帰分析を行う点、②大学の奨学生の関与に関する変数を採用する点、以上の2点を挙げる。次章ではこの詳細について述べる。

第3章 理論・分析

第1節 仮説と理論

本稿の分析においては、現状と先行研究から①所得が高いこと、②大学側が学生に積極的に関与していること、以上の2点が奨学金返還延滞の確率を下げるという仮説を検証する。この仮説の検証に当たっての理論としては、先行研究でも行われているように、奨学金の延滞には個人の年齢や出身家庭の所得、学歴などが影響するというものを用いる。

第2節 使用するデータ

本稿では、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターが調査を行った「高校生の進路についての追跡調査(第1回～第6回), 2005-2011」を用いて分析を行う。本調査は、「高校生の将来の進路展望と実際のその後の進路状況をお聞きし、日本の教育政策の参考とすることを目的とした追跡調査」²⁰である。今回の仮説検証にあたって、出身家計の所得や大学卒業後の所得などが把握できるデータが必要であり、本調査はこれらを満たすため本調査のデータを用いた。また、本調査は複数の年度に渡っているが、今回の分析においては、第6回時点での経験などによる個人属性を示すクロスセクション・データとして利用する。

第3節 推定式

今回は被説明変数が延滞するか否かであるため、ロジスティック回帰分析を用いる。分析で用いる推定式は以下の通りである。

$$\text{延滞可能性} = \alpha + \beta_1 \text{私立4大} + \beta_2 \text{公立短大} + \beta_3 \text{私立短大} + \beta_4 \text{男性} + \beta_5 \text{出身家計年収} \\ + \beta_6 \text{成績A以上割合} + \beta_7 \text{本人所得} + \beta_8 \text{就職支援} + u$$

u: 誤差項

後節で詳細を述べるが、就職支援以外の変数は先行研究の分析に倣った。

第4節 変数選択

第1項 被説明変数

本稿では、被説明変数として、第6回調査(最終調査)における「奨学金の返還が負担になりそうか」という質問項目を用いる。本来は「奨学金を延滞しているかどうか」のダミー変数を置くべきだが、今回使用する「高校生の進路に関する追跡調査」では奨学金を実際に延滞しているかどうかの質問項目は存在しない。よって本稿では当該項目で代用する。最終調査時点では調査対象者の62.2%が就職しており、自身の実際の経済的状況に即して「奨学金の返還が負担になりそう」と判断していると考えられるため、信頼性があるもの

²⁰東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター、高校生調査<
<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat81/>>(25/10/2015)

であると考えることができる。また、「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」において、下の表 12 で示した通り、延滞者の 80.9%が奨学金の返済を負担に感じている一方で、無延滞者の場合はその割合が 37.3%に過ぎないことがわかる。このことから負担感が実際の延滞をある程度反映していると考えられる。よって、本稿では第 6 回調査において「奨学金の返還が負担になりそうだ」と回答した人は「奨学金返還を延滞する可能性がある」と考える。

表 12 現在奨学金の返還を負担に感じているか

区分	延滞者		無延滞者	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
とてもそう思う	1,743	43.8	349	13.9
そう思う	1,478	37.1	588	23.4
どちらとも言えない	610	15.3	627	25.0
そう思わない	132	3.3	710	28.3
全くそう思わない	20	0.5	234	9.3
合計	3,983	100.0	2,508	100.0

(表は日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より筆者作成)

第2項 説明変数

下記の表 13 では採用した説明変数とその仮説、表 14 では変数の定義を記す。以下の変数中、「就職支援」以外は先行研究において共通して用いられていた変数を採用した。ただし、人種などの変数は日本においては影響がないと考えられるため今回の分析からは除いた。奨学金の総借入額に関しては、データの制約上入手出来なかったが、Hillman(2014)において奨学金の借入額はデフォルトに影響しないという結果が出ているため、推定結果に大きな問題は生じないと考えた。また、就職支援の充実度に関しては、調査対象が高校を卒業した 2006 年の 11 月の第 3 回調査の項目であり、各学校に入学後 1 年目の学生が回答した結果となっている。よって、実際に行われる就職支援自体の充実度を正確に反映しているかについては疑問が残るが、学生の就職支援の充実度への期待はそれまでの大学側の学生への働きかけなどによって形成されるため、大学の学生への関与度合いを示す変数としては、有効だと考えた。

ところで、有職ダミーと就職支援の充実度を同じモデルに投入することによって多重共線性の発生が考えられる。しかし、有職ダミーと就職支援の充実度の変数の相関係数は 0.1345 と低い値となっている。これは上述の通り、就職支援の充実度に関しては調査対象が各学校に入学後 1 年目に回答した結果となっていることから、必ずしも、就職支援自体の充実度を正確に反映していない可能性が影響していると考えられる。よって、本稿では両変数間で多重共線性は発生していないと判断し、両変数をモデルに採用した。

表 13 説明変数と検証仮説

変数	仮説
学校種	学費の差や教育の質、卒業後の進路が異なることから、奨学金の返還に関しても差が見られる。
男性	男性であることが、奨学金の延滞を招く。
出身家計年収	出身家計所得が低いほど、親の援助に頼れないことなどから奨学金を延滞しやすい。
成績 A 以上割合	成績が良いほど、奨学金を延滞しにくい。
本人収入	収入があれば、奨学金を延滞しにくい。
就職支援	就職による支援に対する充実度が高い大学ほど、学生への大学側の関与が強く、奨学金に関しても何らかの措置を取っている可能性が高いと仮定する。大学側の奨学金返還に関する情報提供があれば奨学金を延滞しにくい。

表 14 変数の定義

変数	定義	
延滞可能性	「奨学金の返還が負担になりそうだ」に当てはまるなら 1、そうでないなら 0	
私立 4 大	私立 4 年制大学なら 1、それ以外は 0	
公立短大	公立短大なら 1、それ以外なら 0	
私立短大	私立短大なら 1、それ以外なら 0	
男性	男性なら 1、女性は 0	
出身家計年収 (単位は全て 万円)	アンケート上の項目	分析に用いた数値 (各カテゴリーの中央値を取った)
	0. なし	0
	1. 100 以下	50
	2. 100 から 300	200
	3. 300 から 500	400
	4. 500 から 700	600
	5. 700 から 900	800
	6. 900 から 1100	1000
	7. 1100 から 1500	1300
8. 1500 以上	2000	
成績 A 以上割合	全成績に占める A の割合、0 から 10 の値を取る。	
本人所得(月収)	主に働いていると回答した者に関しては、所得の実数で回答されているのでそのままの数値、主にアルバイトなどをしていると回答した者のアルバイトでの収入は出身家計年収と同じく回答の中央値を取った。また、学生の収入は 0 とした。	
就職支援	「就職までのサポートがしっかりしている」に当てはまるほど、3 に近づく。	

第5節 推定結果と考察

表 15 記述統計量

変数	サンプル数	平均	標準誤差	最小値	最大値
延滞可能性	1657	0.170	0.375	0	1
私立4大	3493	0.378	0.485	0	1
公立短大	3493	0.008	0.091	0	1
私立短大	3493	0.082	0.275	0	1
男性	4000	0.500	0.500	0	1
出身家計年収	3893	776.355	417.265	0	4000
成績A以上割合	938	4.533	2.483	0	10
本人所得	1540	12.298	7.842	0	40
就職支援	2178	2.017	0.715	0	3

表 16 分析結果

変数	係数	標準誤差	オッズ比	P値	有意性
私立4大	0.125	0.245	1.134	0.608	
公立短大	0.614	0.895	1.847	0.493	
私立短大	-0.346	0.396	0.708	0.382	
男性	-0.041	0.219	0.960	0.850	
出身家計年収	-0.002	0.000	0.998	0.000	***
成績A以上割合	-0.047	0.042	0.954	0.265	
本人収入	-0.030	0.013	0.971	0.023	**
就職支援	-0.282	0.145	0.754	0.051	*
定数項	1.072	0.492			
サンプル数	621				
疑似決定係数	0.0669				

※***が1%水準、**が5%水準、*が10%水準でそれぞれ有意なことを表す。

分析の結果、出身家計年収、本人収入、就職支援に関して、統計学的に有意な推定結果を得た。以下で、それぞれについて以下で詳細を記述する。

まず、出身家計年収に関しては、出身家計年収が高いほど将来の奨学金の負担感の予想が低くなるという結果を得た。これは、今回の4年制大学や短大という区分では区別できなかった学歴の差が本変数に代理されてしまった可能性や、いざという時には親の援助に頼れる可能性があることなどが影響した結果ではないかと考えられる。次に、本人収入に関しては、現在収入があることで将来の奨学金の負担感の予想が低くなるという結果を得た。これは、所得があることで、学生を含めた所得の無い者に比べて、将来の所得をより

確実に見込めるためだと考えられる。最後に、就職支援に関しては、大学側の就職支援が充実していると学生が感じているほど、将来の奨学金の負担感の予想が低くなるという結果を得た。これは、仮説の説明において述べたとおり、就職支援の充実度が大学側の学生への関与度合いを示しており、就職支援が充実している大学程、奨学金に関する情報がより学生に伝わりやすいことを反映した結果だと考えられる。

以上の結果を踏まえて次章では政策提言を行う。

第4章 政策提言

第1章第2節第3項で述べた通り、延滞者属性調査において延滞者は無延滞者と比べて所得帯が低いことがわかった。先行研究においても、本人所得が高いほどデフォルトの確率が低くなることが示されていた。そこから我々は、本人所得が高いほど延滞の確率が下がるという仮説を立て、分析をしたところ、仮説通りの結果が得られた。この結果を踏まえると、本人所得の高低とともに延滞の確率も変化すると考えることができるので、我々は第1の政策提言として、所得連動型奨学金返還制度を提言する。

また、第1章第1節第4項で述べた通り、JASSOと奨学生をつなぐ大学の役割は重要であるが、大学が担う取組は十分ではない。先行研究では、分析結果からではないものの、奨学生へのカウンセリングの重要性が示唆されていた。そこから我々は、大学側の学生への関与が延滞の確率を下げるという仮説を立て、分析をしたところ、仮説通りの結果が得られた。この結果を踏まえると、大学側の学生への関与を促進する政策が延滞の確率を下げる可以考虑することができる。よって第2の政策提言として、卒業生の延滞率が一定の値を超えた大学等を改善指定校として設定し、改善計画を提出させることを義務づけて、大学に対する意識改革を促す政策を提言する。以上2つの政策を提言することで、延滞問題解決を目指す。

第1節 所得連動型奨学金返還制度

第1項 分析結果及び現状を踏まえた考察

本稿の分析から、本人所得が低いと将来奨学金の返還が負担になりそうだと回答する確率が高くなることがわかった。この分析結果から、本人所得が低い者ほど延滞の確率が高まると考えることができる。現状分析で述べた通り、延滞者属性調査においても、延滞者は無延滞者よりも所得帯が低いことが示されている。また同調査では、延滞者の8割以上が決められた月額等の満額、または一部を返還できるという状況にあるということが示されている。このうち満額を返還することはできないが一部を返還することができる人と答えた人は延滞者のうち5割にのぼる。このことから、返還者の所得に応じて柔軟に毎月の返還額を変化させる仕組みを整える必要があることが考えられる。

現状分析で述べた通り、経済的理由により奨学金の返還が困難である場合に利用できる複数の制度が既に存在しており、返還猶予制度、減額返還制度、現行の所得連動返還型無利子奨学金制度である。各制度の概要は現状分析の章において述べた通りであるが、現行制度には複数の問題点がある。具体的には、①現行の所得連動返還型無利子奨学金制度では、年収300万円以下の場合には返還が猶予されるが、300万円を少しでも上回ると通常の見還額を払うことになり、差が大きいこと、②現行の所得連動返還型無利子奨学金制度の対象は無利子奨学金の貸与を受けている者のうちの一部だけであること、③現行の所得連動返還型無利子奨学金制度や猶予制度において猶予認定を受けるためには毎年所得証明書等を提出する必要があり、手続きが煩雑であること、④現行の所得連動返還型無利子奨学金制度における猶予は無期限であるが、一般猶予の場合は最長10年という期限が設けられているため、同じ所得であっても出身家計所得により受けられる猶予期間が異なるという点において不公平であること、などが挙げられる。

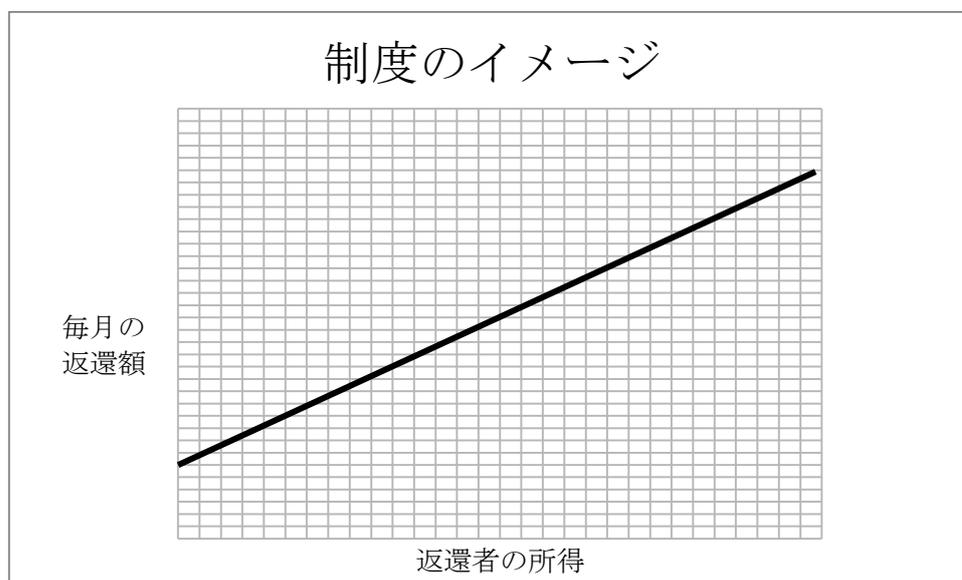
以上を踏まえると、すべての奨学生が所得に応じた段階的な返還が行えるよう制度を整えるべきであると考えられる。この制度導入において大きな役割を果たすと考えられるのが、平成28年1月から運用が開始される社会保障・税番号制度(以下、マイナンバー制度)

である。我々は本稿において、マイナンバーを利用した所得連動型奨学金返還制度を提言する。以下では具体的な制度内容について述べる。

第2項 提言内容

対象は無利子・有利子奨学金両方の利用者とし、奨学金貸与の際に本人のマイナンバーを登録し、そこから JASSO が奨学金利用者の所得を把握する。また、新制度導入以前に奨学金の貸与及び返還を開始した者も対象とし、制度適用を希望する者に対してはマイナンバーの登録を要請する。JASSO はマイナンバーにより取得した返還者の所得情報に基づいて、所得額に応じて段階的に毎月の返還額を設定する(図 7)。返還額の設定方法については、返還者の所得額等の情報を収集し、正確なデータに基づいて、可能な限り最大限の返還者が延滞することなく返還できるような基準を決定する。従来通り返還猶予制度と減額返還制度自体は存続させる。新制度のもとでは、猶予基準及び減額基準に該当する所得の者に対しては、JASSO がマイナンバーによって把握した所得額から猶予制度の利用ができることを通知する。これまでは制度利用をする際には、自分が制度適用されるかを自分で判断し、証明書等を提出して申請を行う必要があった。そのためか、延滞者属性調査においても猶予制度や減額返還制度に対する認知度が低いことが示されていた。提出書類の数が多く、書類に不備があることも多い。マイナンバーによって把握した所得等の情報によって JASSO 側から返還者に働きかけ、猶予制度や減額制度の利用ができること、延滞した場合に被る不利益を明確に伝えることを徹底することによって、適切な制度利用を実現し、延滞防止を目指す。

図 7 所得連動型奨学金返還制度の返還額イメージ



今回提言する制度は、返還者自身の返還総額を変動させるというものではない。返還総額を変動させてしまうと、所得に応じた少ない総返還額とする、という判断を下した時点では満額を返還する能力がなかったが、数年後にそれよりも多い額を返還できる十分な所得を得られるようになった場合に問題が生じる。つまり、設定された総返還額よりも多くの額を返還能力があるにも関わらずそれよりも少ない返還総額のみを返還する、という事態が生じるからである。

また、所得に応じて設定された額よりも多い額を払って、早期に返還を済ませたいと考える人が存在することも十分に考えられる。よって本提言では、現行の繰上返還制度と同

様に、毎月の返還額の増額を願い出ることによってそれを可能とすることとする。この増額申請制度は、本人の所得に応じて返還額を設定すると額が低くなるが、配偶者の高所得により生計を立てておりその必要がなく、返還の長期化を望まない場合などにおいて有用な制度となる。

返還額と所得を連動させて奨学金を返還するというシステムは、現在文部科学省の『所得連動返還型奨学金制度有識者会議』においても検討されている。文部科学省へのヒアリングの結果、JASSOはこの所得連動返還型奨学金制度だけではなく、所得返還期限猶予制度の申請や返還残高の通知の送付など奨学金制度全般において利用しようと計画している、という回答が得られた。現在検討中の事案であるため、今後どのように結論が出されるかは知りようもないことではあるが、本稿では、分析結果や有識者会議の内容、JASSOや文部科学省の方針を踏まえて、我々が考える政策をここで提言する。

マイナンバーの登録範囲は、本制度では本人のみを想定する。もちろん、形式的な所得額が同じであっても、家族構成や世帯の中に収入がある人が何人いるか、その収入額はいくらか、などのさまざまな事情で実質的な所得額は変わってくる。これらの点を踏まえると本人のみならず家族のマイナンバーを把握し彼らの所得を取得する必要があることは十分に考えられる。しかし、我々が提言を行う制度においては、先述の通り配偶者の所得により生計を立てている等の場合は願い出によって返還額の増額を可能とする制度を併せて提言している。そのため、実質的な所得がある返還者が返還期間の延長によって利子が蓄積し、最終的な返済額が増える猶予制度を利用するとは通常は考えにくい。よって我々が提言する制度においては、マイナンバーで所得を把握する範囲を本人以外に拡大して実質的な所得を考慮する必要はない。実際に文部科学省にヒアリングを行ったところ、将来的には拡大される可能性もあるが、現在検討されている内容としては原則として本人のみであるということであった。

また、確実に資金回収を行う手段として変動させた返還額を源泉徴収から引き落とすという手段が考えられる。この問題についてはまさに現在有識者会議において検討されている議題であり、実際に源泉徴収を行うか口座振替を続けるかという議論がなされる予定である。源泉徴収による引き落としを採用した場合、さまざまな問題が生じる可能性がある。例えば、返還義務のある者が専業主婦または主夫であり、本人の所得が0円で配偶者の扶養に入っている場合には、配偶者の源泉徴収から返還額が引き落とされることになるが、必ずしも扶養者が返還者であるというわけではない、という場合が挙げられる。また、文部科学省へのヒアリングの結果、源泉徴収から引き落とす方式とした場合、遺産や資産等で生計を立てている比較的裕福な者からの返還が困難になり、また実際の制度導入には「国税庁等との調整が必要であり、国として大きな議論が必要になると考えられる」ということがわかった。以上のように、源泉徴収を今回の減額返還制度に導入するには解決すべき課題が多くあり、また実務上の難点も存在している。よって源泉徴収を導入するには多くの時間を要することが想像されるが、先述した財政投融资分科会などにおいても奨学金返還延滞問題の早期解決が望まれている。したがって現段階では、JASSOがマイナンバーを利用して所得を把握した上で返還額を増減させ、返還者が口座振替にて返還する、という方式をとることが最適な方法である。

第2節 学校に対する意識改革

第1項 分析結果及び現状を踏まえた考察

本稿の分析から、大学が学生への関与を積極的に行っているほど延滞の可能性が下がるという結果を得た。また、返還を訴えるチラシを作ったり個別指導したりするなど、広報

や奨学生支援を充実させたことで実際に延滞率が改善した学校もある²¹。以上のことから、奨学金の延滞に関して大学等もある程度責任を負うと考えられる。このように JASSO と奨学生をつなぐ大学の役割は重要であるが、JASSO が主催する大学の奨学金担当者への説明会出席率が 6 割程度であることからわかる通り、大学の取組が十分に積極的であるとは言えない。Flint(1997)、Hillman(2014)においても、奨学金の延滞を減らすための施策として在学中の大学等からの情報提供、カウンセリングなどのサポートの重要性が指摘されている。これらを踏まえると、大学側の学生への関与を促進する政策が延滞の確率を下げると考えることができる。よって第 2 の政策提言として、卒業生の延滞率が一定の値を超えた大学等を改善指定校として設定し、改善計画を提出させることを義務づけて、大学に対する意識改革を促す政策を提言する。

第2項 提言内容

昨年 JASSO は、2016 年度より奨学金の返還を延滞している人の割合を学校別に公表する方針を発表した。延滞率を公表する狙いの 1 つに学校側に奨学金の返還促進に力を入れてもらうことが挙げられているが、罰則的意味は持たないとしている。しかし、罰則的意味を持たないとする、実際に積極的な改善が見込まれない。実際に JASSO は各大学等に協力の要請を行っているが、現状分析でも述べた通り、大学等の姿勢は十分に積極的であるとは言えない状態である。そこで今回の提言では、公表された延滞率に基づき高いと判断される数値を超えた大学を改善指定校として指定し、それらの学校に対し、延滞率を改善する計画を立てそれに沿った改善を実行することを義務付ける。その経過に基づき、改善状況が好ましくない場合は JASSO からの指導が入り、改善を目指す。返還義務が発生する前に、返還の重要性や返還の方法、延滞した場合の措置などについて理解を深め、計画的に返還するよう大学等が奨学生支援を積極的に行うことが延滞予防に効果的であると考えられる。また指定校を設定することは、現時点では規定延滞率を超過していない学校に対しても抑止的効果を持つと考えられる。

現在、JASSO は在学中の奨学生に対しては大学等の奨学金担当オフィスを通じて事務手続きや情報提供を行っている。事務手続きに関する通告、資料の配布など奨学金オフィスの基本的な業務に関しては大学等によって大きな差異はないが、奨学生に対して具体的にどのように情報提供をするかは大学等に委ねられており、学校によってその方法はまちまちである。在学中の奨学生に対して直接連絡を取ることができるのが大学等であり、大学の広報の取組の差異は大学毎の延滞率に影響を与えられられることから、学校毎の延滞状況に応じて広報活動、サポートの充実を図る必要がある。文部科学省へヒアリングを行ったところ、異常に延滞率が高い学校に対しては何が原因なのかを調査し、改善を行うよう指導することもある、ということがわかった。また、実際に奨学生に対する説明会を複数回開催するようにして、欠席者には資料を手渡しするよう改善をした学校は飛躍的に状況が改善したという成功事例もあるという回答も得られた。そのほかにも、奨学金担当スタッフを置くなど、学生への働きかけをしっかりと行っている学校は、延滞率の改善において成果が出ている²²という報道も存在する。このような成功事例や改善に成功した学校の報告書を JASSO が取りまとめ、新たに報告書を提出することが必要となった大学に対して成功事例として紹介し、各大学等が抱える現状の課題に合わせて、よりこまめな情報提供、きめ細やかな返還サポートの充実を促進する。

これらを通して大学への意識改革を図り、大学等の奨学金担当オフィスが広報・サポートを充実させることで奨学生の強力なサポーターとなり、延滞率の改善を目指す。

²¹ 大西史晃「奨学金の延滞率、学校別に公表へ」『朝日新聞』2014年11月14日、

²² 大西史晃「奨学金の延滞率、学校別に公表へ」『朝日新聞』2014年11月14日

おわりに

最後に、今回の研究では解消できなかった今後の研究課題を挙げる。

問題意識の節及び理論・分析の章において述べた通り、本稿において、我々は問題意識を「貸与金の回収が制度維持のために重要である貸与型奨学金制度において、延滞者が存在するのは問題である」と設定し、リサーチクエスチョンを「奨学金返還延滞者の特徴がどのようなものであるか」と設定した。したがって本来ならば被説明変数に「奨学金を延滞しているかどうか」のダミー変数を置くべきであるが、該当する質問項目を含む個票データを入手することはできなかった。よって本稿では「高校生の進路に関する追跡調査」における「奨学金の返還が負担になりそうか」という質問項目で代用した。これに関する妥当性の説明は分析の章で述べた通りであるが、そうはいつでもやはり実際に「奨学金を延滞しているかどうか」のデータを用いる場合と比べると正確性に欠ける。

JASSOにおける奨学金延滞者の特徴に関して現在公開されているデータは本稿でも使用した「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」のみである。ホームページで公開されていることもあり、もちろん個票データではない。しかしながら、この調査の質問項目及び結果のみで延滞者の特徴を断定することができないということは既に述べた通りである。さらに、奨学金の延滞に関する問題を解決する上で延滞者の特徴を明らかにすることは重要であり、それによって効果的な政策を実施することができると考えられる。

よって今後、奨学金延滞者に関する詳細な個票データが研究目的で利用できるレベルまで整備され、さらなる正確な研究が行われることで、ひいては奨学金返還延滞問題の解決につながることを期待する。

先行論文・参考文献・データ出典

主要参考文献

- Nicolas W. Hillman(2014), “A Multilevel analysis of student loan default”, *The Review of Higher Education*, Volume 37, Number 2, Winter 2014, pp.169-195
- Mark Dynarski (1994), “Who Defaults on Student Loans? Findings from the National Postsecondary Student Aid Study”, *Economics of Education Review*, Vol. 13, No. 1, pp. 55-68
- Thomas A. Flint(1997), “Predicting Student Loan Defaults”, *The Journal of Higher Education*, Vol. 68, No. 3, pp. 322-354
- 柴田政之(2006)「英国における授業料・奨学金制度と我が国の課題」『大学財務経営研究』第3号
- 高山憲之(2010)「諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理」『海外社会保障研究』第172号
- 吉田香奈(2010)「アメリカにおける学生経済支援の改革—オバマ政権の取組」『大学と学生』第88号
- 田中正弘(2012)「イギリスの新しい授業料・奨学金制度に関する考察：低所得者層の機会拡大に向けて」『高等教育ジャーナル：高等教育と生涯学習』第19号
- 小林雅之、劉文君(2013)「オバマ政権の学生支援改革」『大総センターものぐらふ』第12号
- 東京大学(2009)「高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」
- 文部科学省「独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/052_01/siryou/_icsFiles/afieldfile/2012/07/17/1323448_01.pdf) 2015/11/02 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構『平成27年度 返還のてびき』(<http://docu.jasso.go.jp/h27henkantebiki.pdf>) 2015/11/02 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構『奨学金ガイドブック2015』(<http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/guidebook2015.pdf>) 2015/11/02 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構『平成28年度入学者用 奨学金案内(国内予約用) 大学・短期大学・専修学校専門課程に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ』(<http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/h28daigakutouyoyaku.pdf>) 2015/11/02 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構「イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書」(http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/documents/all_studenloanuk.pdf) 2015/11/02 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構「JASSO事業の現状と今後の取組み」(http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/14s_siryou.pdf) 2015/10/22 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構「JASSO事業の取組状況と今後の展開」(http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/15s_siryou.pdf) 2015/10/22 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構「次期中期計画に向けた JASSO 事業の取組みと今後の展開」(http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/16s_siryou.pdf) 2015/10/22 データ取得
- 独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度運営評議会議事録」(http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/hyogikai_26_gijiroku.pdf) 2015/10/22 データ取得

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「日本学生支援機構事業の現状と課題」(http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/hyogikai_26_shiryoku.pdf) 2015/10/22 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「返還金の回収状況について(平成 26 年 10 月 31 日)」(http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/04_kaishuujyoukyou26_1.pdf) 2015/10/25 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価」(<http://www.jasso.go.jp/jyouhoukoukai/documents/cyuuki2format.pdf>) 2015/10/25 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「奨学金 Q&A～個人情報情報機関～」(<http://www.jasso.go.jp/henkou/koshin.html>) 2015/10/25 データ取得

データ出典

- ・ 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブ(2005-2011)「高校生の進路についての追跡調査(第 1 回～第 6 回)」 2015/10/05 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「平成 25 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」(http://www.jasso.go.jp/statistics/zokusei_chosa/25_chosa.html) 2015/10/03 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会報告書」(http://www.jasso.go.jp/henkan/documents/25saikenkanrikaishuutou_houkoku.pdf) 2015/10/22 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「日本学生支援機構奨学金の貸与と返還の現状」(http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/03_genjyo25_1.pdf) 2015/10/22 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 日本学生支援機構概要 2015」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/069/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/10/13/1362547_10.pdf) 2015/10/24 データ取得
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「平成 25 事業年度事業報告書」(<http://www.jasso.go.jp/jyouhoukoukai/documents/25jigyoku.pdf>) 2015/10/24 データ取得
- ・ 文部科学省「学校基本調査 年次統計」(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843>) 2015/10/24 データ取得